

都市計画原案の説明会

甲府都市計画公園 5・4・1号 赤坂台総合公園

令和6年10月 甲斐市

- 1 赤坂台総合公園の概要
- 2 都市計画とは
- 3 都市計画原案の概要
- 4 今後の手続きについて

1 赤坂台総合公園の概要

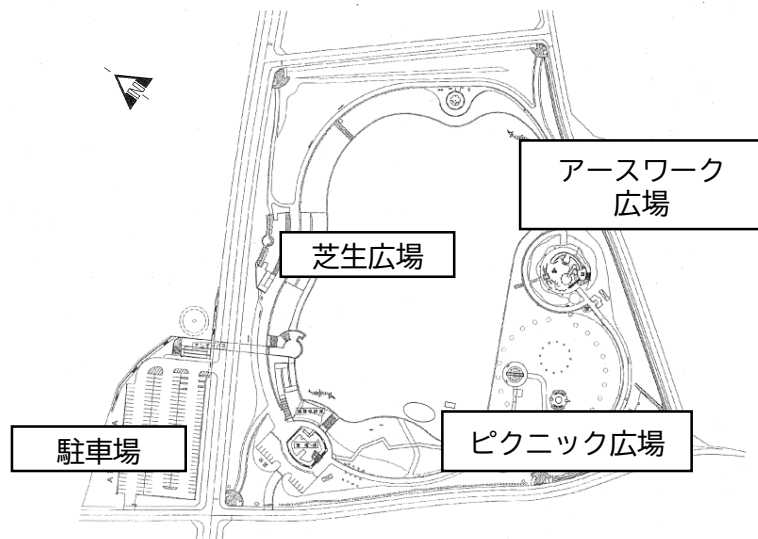
1 赤坂台総合公園の概要 — 赤坂台総合公園について

- 赤坂台総合公園は、ドラゴンパークの愛称で市民の皆さまに親しまれている、本市の代表的な総合公園です。
- 竜王駅北側の高台に位置し、周辺には国道20号や中央自動車道双葉スマートICがあるなど交通の利便性も高く、市内外問わず多くの方に利用されています。



1 赤坂台総合公園の概要 — 赤坂台総合公園について

- 遠足やグラウンドゴルフ大会の会場としても利用されているほか、春には市が主催する桜まつりの会場としても利用されおり、子どもから大人まで幅広い世代の方に利用されています。
- 公園内の施設は芝生広場をはじめ、遊具のあるアースワーク広場や展望塔があり、令和元年には歩行やランニングの際に足への負担が軽減されるゴムチップ舗装への園路改修を行いました。また、防災備蓄倉庫を配置するなど有事の際に備えた施設整備も行っています。



1 赤坂台総合公園の概要 — 都市公園について

○本市では、赤坂台総合公園をはじめとした市内の都市公園について、次のとおり整備方針などを定めています。

第2次甲斐市総合計画
後期基本計画

まちづくりの目標

緑と活力あふれる生活快適都市

市民一人当たりの都市公園面積の増加を目標として、「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な管理・整備を行う

甲斐市都市計画
マスタープラン
令和3年度改定

公園緑地について

憩い・交流・レクリエーションの場
コミュニティ形成の場
生態系の維持・形成の場

今後の整備方針

既存公園施設の充実
災害・防災面の機能の充実

2 都市計画とは

都市計画

まちづくりに関するルールのこと、都市の目指す将来像に向けて、土地の利用や建物の建て方、道路や公園などの計画を決めるものです。
この計画決定を行うことを都市計画決定といいます。

土地利用に関すること

区域区分
用途地域
地区計画
開発許可
建築確認

など

都市施設に関すること

交通施設（道路など）

公園・緑地

供給処理施設（下水道など）

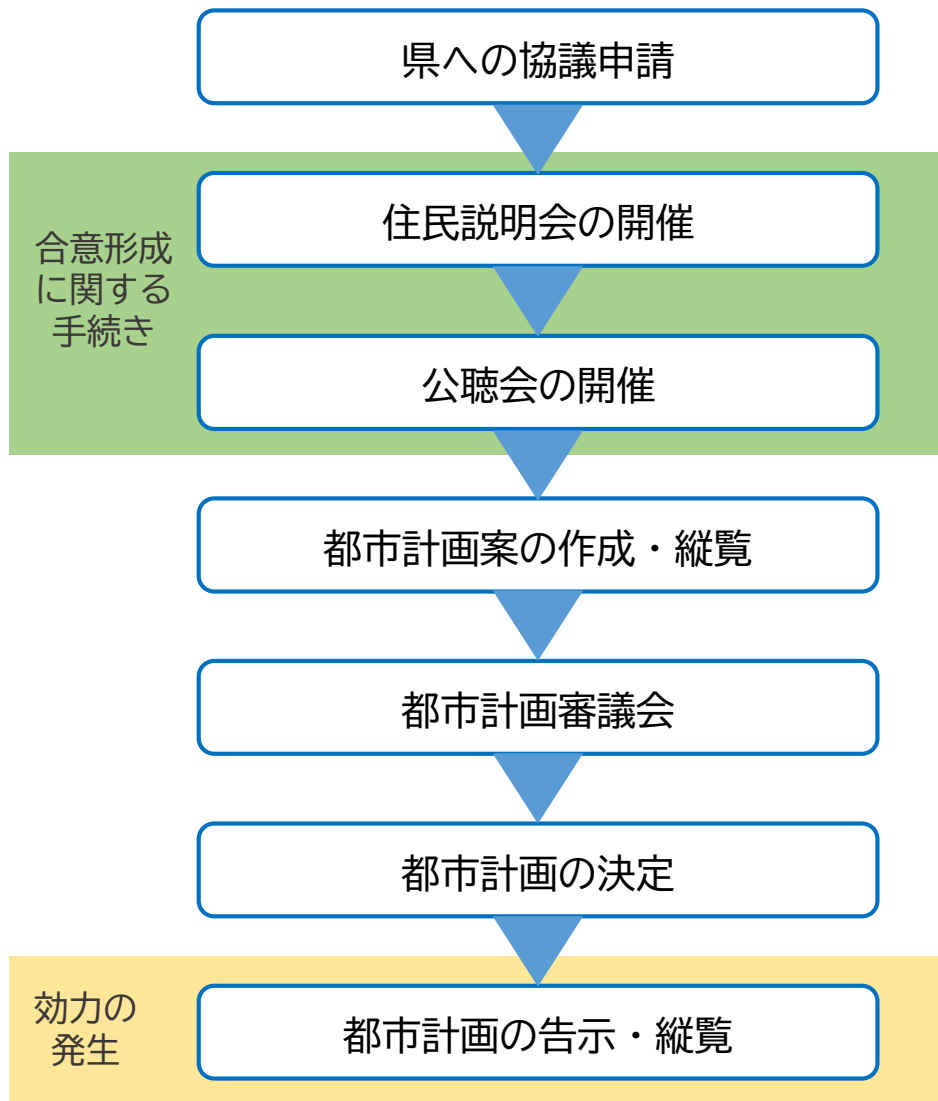
など

市街地開発に関すること

土地区画整理事業
市街地開発事業
促進区域

など

2 都市計画とは — 都市計画決定の手続きと効果



合意形成に関する手続き

住民説明会や、公聴会の開催などを通して、市の事業計画を広く周知し、合意形成を行うことで、事業の公平性や透明性を確保しながら事業を行っていきます。

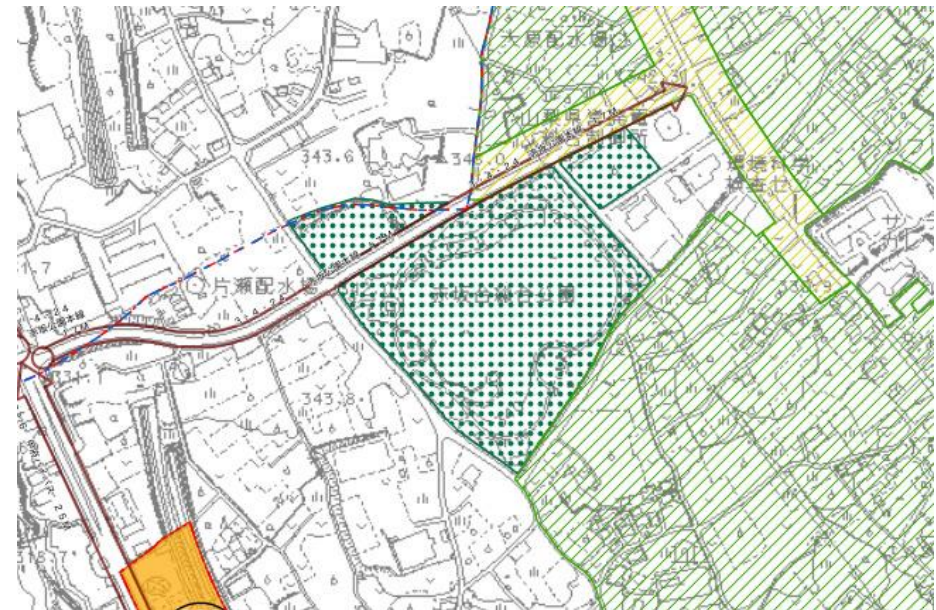
効力・制限の発生

告示を行うことで、都市計画の内容について効力が発生します。同時に建築などについて、一定の制限がかかります。

2 都市計画とは — 赤坂台総合公園の当初都市計画決定

○本公園は、当初、平成7年8月に都市計画決定が行われ、その後、同年11月に公園整備に関する事業認可を受けて整備を行い、平成12年4月1日より供用を開始しています。

都市計画区域 : 甲府都市計画区域
公園番号と名称 : 5・4・1号 赤坂台総合公園
都市公園の種別 : 都市基幹公園（総合公園）
都市計画決定日 : 平成7年8月21日
計画決定面積 : 約8.1ha
(うち供用済面積 : 約7.1ha)



 都市計画決定範囲

3 都市計画原案の概要

○次のとおり、都市計画決定の変更を行うことを計画しています。

都市計画区域 : 甲府都市計画区域
 公園番号と名称 : 5・4・1号 赤坂台総合公園
 都市公園の種別 : 都市基幹公園 総合公園
 計画決定面積 : 約9.0ha (約8.1ha)

※ () 内は当初都市計画決定の内容

- ・当初計画からの変更は計画決定区域と、区域の変更に伴う面積の変更のみ
- ・区域の変更に伴う増加面積は約0.9ha
- ・拡充する区域は駐車場として整備予定
- ・駐車場内には防災備蓄倉庫の建築を予定
- ・令和7年度以降、整備内容について決定を行い以降順次着工予定



- 当初都市計画決定区域
- 拡充予定区域

○都市計画決定を行う目的は、次のとおりです。

駐車場の拡充

グラウンドゴルフ大会や、桜まつりなど大規模な催しに利用される中で、駐車場が不足している状況である



都市計画決定区域を広げ、該当区域について駐車場として整備することで駐車場不足の解消を目指す

都市公園面積の増加

山梨県が定める一人当たりの都市公園面積の目標指針は $10.0\text{ m}^2/\text{人}$ だが、それを下回る水準である（令和6年3月末時点 約 $7.2\text{ m}^2/\text{人}$ ）
市の方針として、一人当たりの都市公園面積の増加を目指し管理・整備を行っていくこととしている



都市計画決定区域を広げることで、一人当たりの都市公園面積の増加に寄与する

防災機能の拡充

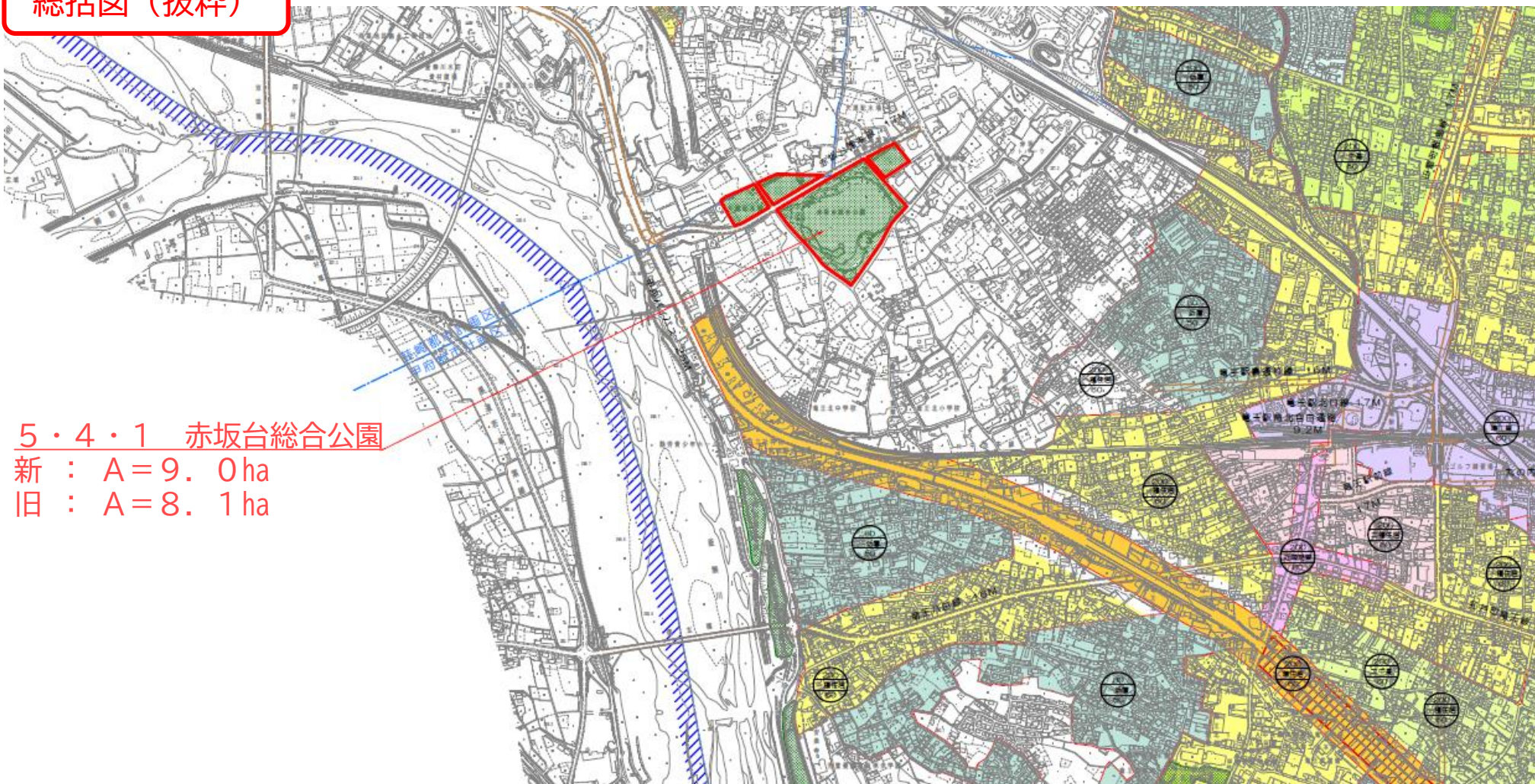
近年の発災状況を踏まえ、防災機能の拡充が急務である
市の方針として、都市公園に防災機能の拡充を行っていくこととしている



都市計画決定区域を広げることで、避難スペースの確保と、防災備蓄倉庫の建築により、災害対策の強化を目指す

3 都市計画原案の概要 — 都市計画原案の概要

総括図（抜粋）



計画図（抜粋）

1/2,500 都市計画図
VIII-LE 10-3

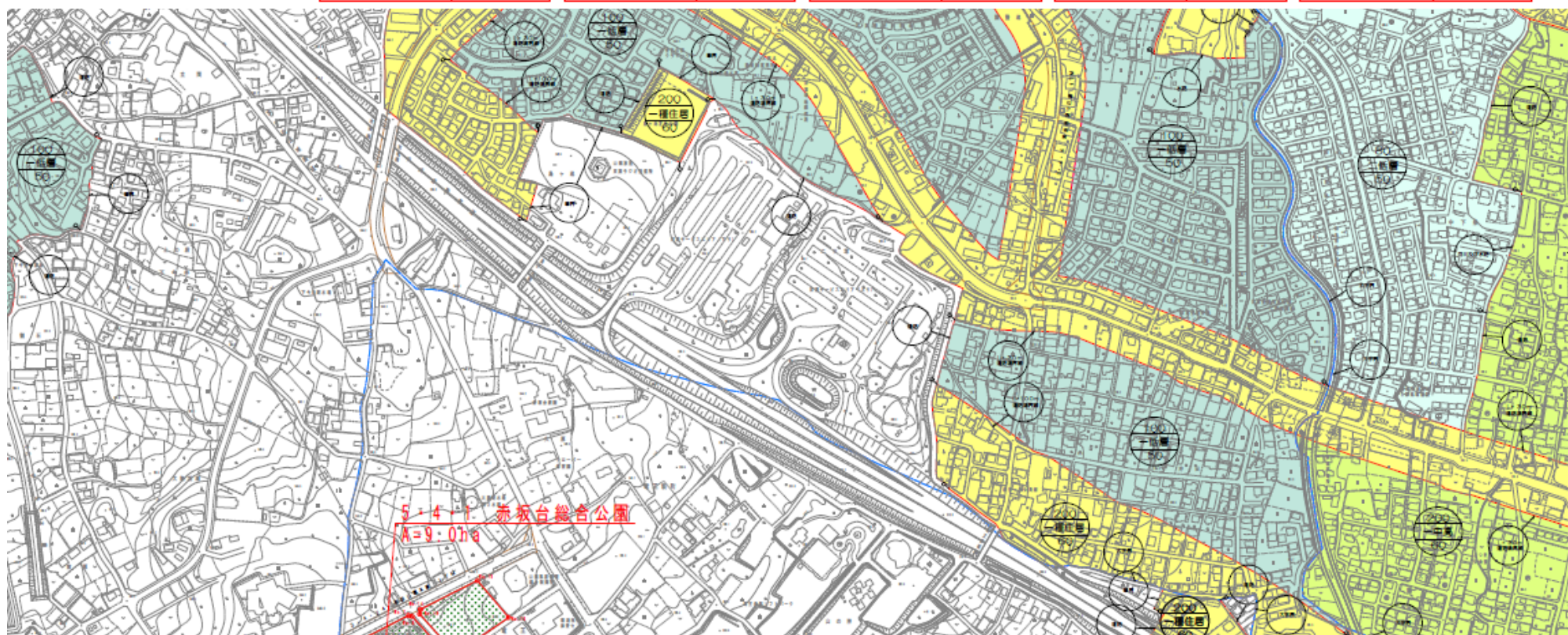
測 線	境界名
No. 1~No. 2	敷地界
No. 2~No. 3	敷地界
No. 3~No. 4	道路界
No. 4~No. 5	道路界
No. 5~No. 1	道路界

測 線	境界名
No. 6~No. 7	道路界
No. 7~No. 8	道路界
No. 8~No. 9	道路界
No. 9~No. 10	道路界
No. 10~No. 11	道路界

測 線	境界名
No. 11~No. 12	道路界
No. 12~No. 13	道路界
No. 13~No. 6	道路界

測 線	境界名
No. 14~No. 15	道路界
No. 15~No. 16	敷地界
No. 16~No. 17	道路界
No. 17~No. 18	道路界
No. 18~No. 14	道路界

測 線	境界名
No. 19~No. 20	筆 界
No. 20~No. 21	道路界
No. 21~No. 22	道路界
No. 22~No. 23	道路界
No. 23~No. 19	筆 界



3 都市計画原案の概要 — 都市計画原案の概要

計画図（抜粋）

1/2,500 都市計画図
Ⅶ-LE 20-1

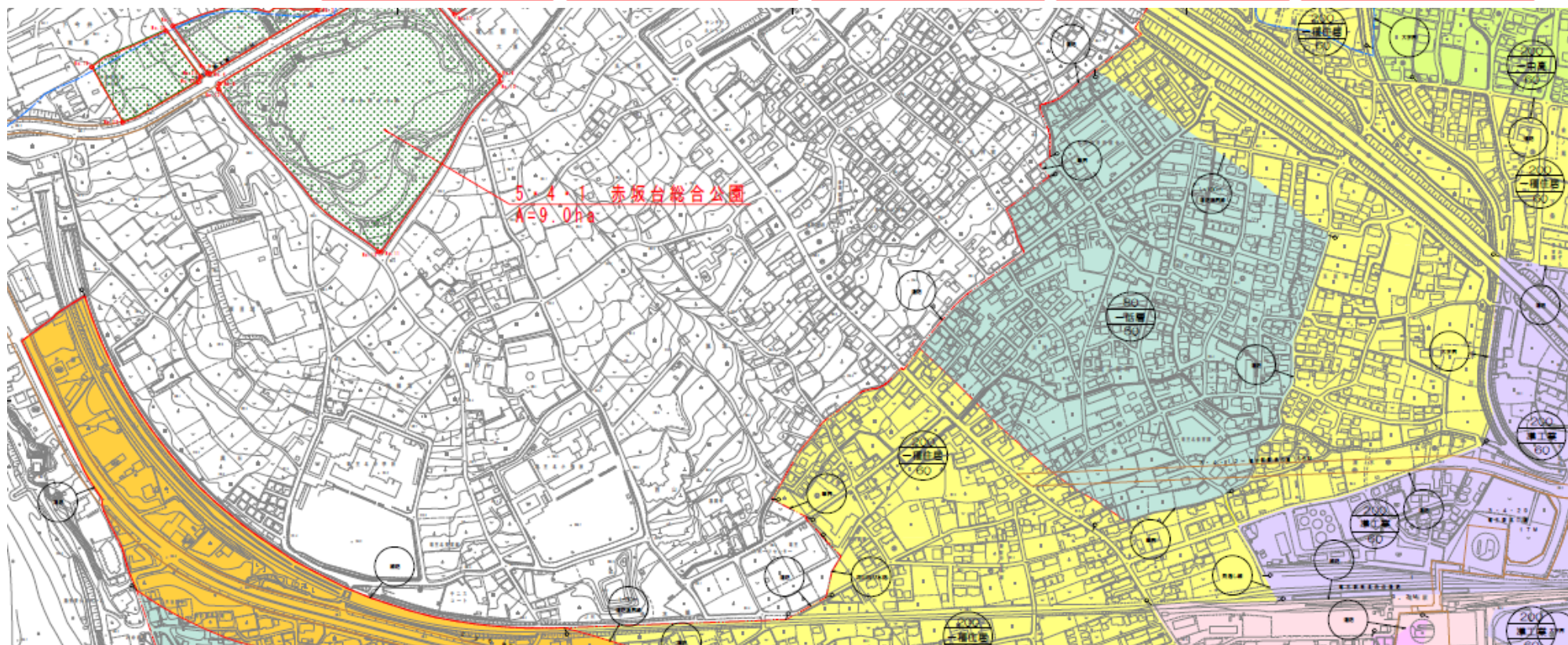
測線	境界名
No. 1～No. 2	敷地界
No. 2～No. 3	敷地界
No. 3～No. 4	道路界
No. 4～No. 5	道路界
No. 5～No. 1	道路界

測線	境界名
No. 6～No. 7	道路界
No. 7～No. 8	道路界
No. 8～No. 9	道路界
No. 9～No. 10	道路界
No. 10～No. 11	道路界

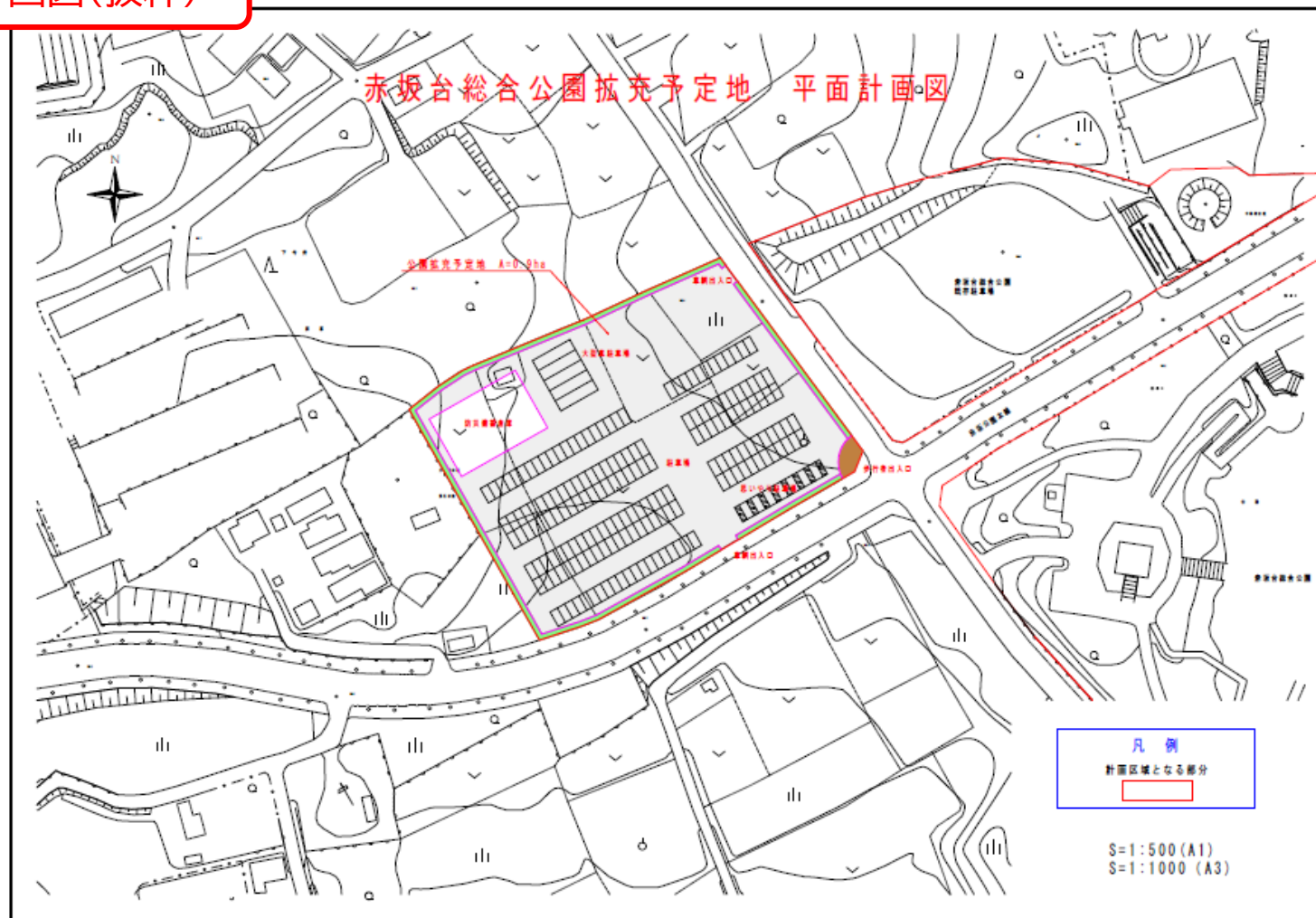
測線	境界名
No. 11～No. 12	道路界
No. 12～No. 13	道路界
No. 13～No. 6	道路界

測線	境界名
No. 14～No. 15	道路界
No. 15～No. 16	敷地界
No. 16～No. 17	道路界
No. 17～No. 18	道路界
No. 18～No. 14	道路界

測線	境界名
No. 19～No. 20	筆界
No. 20～No. 21	道路界
No. 21～No. 22	道路界
No. 22～No. 23	道路界
No. 23～No. 19	筆界



平面計画図(抜粋)



▼ 都市計画原案は
市HPからも
ご覧いただけます



4 今後の手続きについて

本日（10/18）開催

住民説明会の開催

公聴会の開催

10/30（水）開催予定

意見書の受付：10/23（水）まで

※意見書の提出がされなかった場合は
公聴会は中止となります

11月中旬予定

都市計画案の作成・縦覧

12月上旬予定

都市計画審議会

都市計画の決定

12月中旬予定

都市計画の告示・縦覧

事業認可の手続き

令和7年1月頃手続きを開始し、
令和6年度内に手続き完了予定

公聴会とは

○公開の場で、都市計画の原案に対してご意見を発表いただく機会です。
原案についてご意見がある場合は、意見書を提出していただくと、公聴会当日に公述人として意見を発表することが出来ます。

縦覧図書の閲覧

縦覧図書：甲府都市計画公園
5・4・1 赤坂台総合公園 都市計画原案図書
縦覧期間：令和6年10月16日（水）～令和6年10月23日（水）
縦覧場所：竜王庁舎 本館2階 都市計画課窓口、市ホームページ

意見書の提出

提出期間：令和6年10月16日（水）～令和6年10月23日（水）
提出方法：【持参】竜王庁舎 本館2階 都市計画課窓口
【郵送】〒400-0192 甲斐市篠原2610 甲斐市役所 都市計画課宛
提出様式：意見の要旨、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記載した書面

公聴会での公述

開催日時：令和6年10月30日（水） 午後7時
開催場所：竜王北部公民館 3階 視聴覚教室

※意見書の提出がない場合は中止となります。

留意点

- 意見書が提出されなかった場合、公聴会は中止となります。中止の際は市ホームページにてお知らせします。
- 公聴会のご意見を聞く場であり、ご意見に対する回答はその場では行いません。後日、ご意見に対する市の見解を公表します。
- 意見書の提出を行っていただいた方には、公聴会当日に公述人として意見の発表を行っていただきます。
- 公聴会で意見を発表しない方についても、傍聴が可能です。ただし、意見を発表することが出来るのは、意見書を提出した方のみであり、傍聴の方は発言をすることはできません。
- 傍聴を希望される方は、開催の有無をご確認の上、当日直接会場にお越しください。混雑状況により、入場をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。